# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

下松市長

#### 公表日

平成31年1月10日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の徴収、賦課に関する業務を行っている。  下松市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③医療給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤医療給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収・賦課に関する業務					
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
後期高齢者資格管理情報ファイル・後期高齢者医療給付情報ファイル・後期高齢者医療賦課情報ファイル・後期高齢者収納消込情報ファイル 報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の59の項					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>   [ 実施しない ]				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	生活環境部 保険年金課				
②所属長の役職名	保険年金課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 生活環境部 保険年金課 国民健康保険係 電話 0833-45-1823 メール hoken@city.kudamatsu.lg.jp				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 生活環境部 保険年金課 国民健康保険係 電話 0833-45-1823 メール hoken@city.kudamatsu.lg.jp				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か 平成31年1月1日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	31年1月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価		[点項目評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	<b>(。</b> )	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ :	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[ O ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ <b>O</b> ]	内部監査	[ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている	